

日銀市第39号  
平成28年3月7日

金融調節等入札連絡事務についての  
日銀ネット利用金融機関等 御中  
日銀ネット利用先

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金融調節等入札連絡事務）」  
の一部改正に関する件

日本銀行金融ネットワークシステム関係事務については、平素より格別のご  
高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本銀行では、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、標記利用細  
則の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知  
します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金融調節等入札連絡事務）」  
中一部改正

○ 第1編7.（3）⑤を横線のとおり改める。

⑤ 売買利回り等および売買価格の値

（売買利回り）

略（不変）

（売買価格）

略（不変）

（利回較差）

略（不変）

（期間利回り）

~~日銀国債買現先、日銀国債売現先、日銀CP等買現先~~および財融資金国債買現先の場合には、正の値としてください。 日銀国債買現先、日銀国債売現先、日銀国債売現先（国債補完供給）、財融資金国債売現先および財融資金国債売現先（銘柄上限）の場合には、正、負、ゼロのいずれかの値とすることができます。ただし、日銀国債売現先（国債補完供給）の場合には、上限期間利回り以下の値としてください。

以下略（不変）